



1. 会員のカードショッピングおよびキャッシュサービスの利用代金を合算した未決済残高の利用枠（以下「カードご利用枠」という）は、当社所定の方法により定めるものとします。

2. カードご利用枠のうち、キャッシュサービスの月間利用枠は、各カードにつき50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。

3. 前項のカードご利用枠は、会員の信用状態が悪化した場合、当社が定める本人確認手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合にはこれを減額できるものとします。また、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条2項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、50万円を超えて増額できるものとします。但し、会員がカードご利用枠の増額を希望する場合は、当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。

#### **第6条（複数枚カード保有における特約）**

当社は、会員が当社から貸与された他のカードを所持している場合、前条のカードご利用枠を各々のカード毎に定めたカードご利用枠の合計額ではなく、すべてのカードを合算して別途定める金額とすることができるものとします。

#### **第7条（カード利用代金債務）**

1. 会員は、会員に対して貸与されたすべてのカード（以下「全カード」という）の利用による債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。

2. 使用者は、使用者に貸与されたカードのカードショッピング利用に基づく債務及び自己名義のクレジットカード管理上の責任に基づく債務についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

#### **第8条（代金決済）**

1. 会員が当社に支払うべきカード利用による代金、年会費および手数料等本規約に基づく一切の債務は、会員の預金口座からの口座振替により支払うものとします。但し、当社が適当もしくは必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等当社が別途定めた方法により支払うものとします。

2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とし、締切日は毎月15日とします。なお、支払期日は当社もしくは金融機関の都合により毎月8日とすることがありますのでその場合は別途通知いたします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

3. 会員の預金口座の残高不足等により、当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、支払期日以降の任意の日において、会員が当社に対して支払うべき債務の一部または全部につき口座振替ができるものとします。

4. 日本国外におけるカード利用代金は、外貨額をVISA国際サービスアソシエーションまたはマスターカード国際サービスアソシエーション（以下まとめて「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として1.63%を加えたレートで円貨に換算のうえ、前3項の定めによりお支払いいただきます。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

5. 当社は、前4項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に会員の届出の住所へご利用代金明細書もしくは請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して

異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書もしくは請求明細書の内容について承認したものとみなします。

### **第9条（支払金等の充当順序）**

会員もしくは使用者の弁済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員もしくは使用者への通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

### **第10条（費用の負担）**

債務の支払等に関し法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員もしくは使用者が負担するものとします。

### **第11条（退会）**

1. 会員が退会をする場合は、全カード、およびチケット（タクシーチケット及びエアクーポン等）がある場合はこれらを添え、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。

2. 使用者が退会をする場合は、退会する使用者のカード、およびチケットがある場合はこれらを添え、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。

3. 第1項の場合、当社が適当と認めたときは、債務の全額を第8条の定めによりお支払いいただくことがあります。

### **第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消）**

1. 当社は、会員または使用者のカードの利用金額、利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。

2. 会員または使用者が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、当社は加盟店等を通じて次の(1)、(2)の措置を取り、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。

(1)カードの回収

(2)カードショッピング、キャッシュサービスのカード利用の全部またはいずれかの停止

3. 会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格を取り消すことができます。また、使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに使用者資格を取り消すことができます。

(1)虚偽の申告をした場合

(2)本規約のいずれかに違反した場合

(3)カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合

(4)信用状態に重大な変化が生じた場合

(5)カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合

(6)カード発行後2ヶ月以内に当社の定める本人確認手続が完了しない場合

(7)当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)から(6)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

4. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケットが

ある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケットがある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

5. 当社は、第3項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケットの無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケットの返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケットを返還するものとします。

### **第13条（期限の利益の喪失）**

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
- (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
- (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき
- (4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合

2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
- (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- (3) その他信用状態が悪化したとき
- (4) 会員が会員資格を取り消された場合または使用者が使用者資格を取り消された場合

3. 前2項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

### **第14条（遅延損害金）**

1. 会員又は使用者は、当社に対する支払いを遅滞した場合は支払い期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

2. 会員は、キャッシュサービスの支払いについて、これを遅滞した場合および期限の利益を喪失した場合は、前項に準じ、年20.0%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### **第15条（紛失・盗難）**

1. カードまたはチケットが紛失、盗難、詐取もしくは横領（以下「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、使用者は、使用者に貸与されたカードまたはチケットの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

2. 会員および使用者は、カードまたはチケットが紛失・盗難にあったときは速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることができます。

## 第16条（会員保障制度）

1．前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員および使用者がカードまたはチケットを紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項の警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによって会員および使用者が被るカードまたはチケットの不正利用による損害をてん補します。

2．保障期間は、入会日から1年間とし、毎年自動的に継続されるものとします。

3．次の場合は、当社はてん補の責を負いません。

(1)会員または使用者の故意もしくは重大な過失に起因する損害

(2)損害の発生が保障期間外の場合

(3)会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケットの受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害

(4)第4項の義務を会員が怠った場合

(5)紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合

(6)暗証番号の入力を伴う取引についての損害

(7)前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害

(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害

(9)その他本規約に違反する使用に起因する損害

4．会員が損害のてん補を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出していただくとともに、当社または当社の委託を受けたものが被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。

## 第17条（カードの再発行）

カードは、原則として再発行いたしません。但し、紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

## 第18条（カードの有効期限）

1．カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。

2．有効期限の1ヵ月前までにお申し出がなく、当社が引き続き会員および使用者として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。この場合、会員もしくは使用者は有効期限経過後のカードを直ちに切断し、破棄するものとします。

3．カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

## 第19条（届出事項の変更）

1．会員が当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることできます。

2．前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当

該取扱いにつき異議を述べないものとします。

3. 第1項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

## **第20条（合意管轄裁判所）**

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、使用者の購入地および当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

## **第21条（規約の変更、承認）**

本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

## **第22条（利率の変更）**

キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、変更後の利率が適用されるものとします。

## **第23条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）**

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

## **第24条（準拠法）**

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

## **カードショッピング条項**

### **第25条（カードショッピング）**

#### 1. 利用可能な加盟店

使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。但し、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造等の危険について充分注意するものとします。

(1) 当社の加盟店

(2) 当社の提携クレジットカード会社の加盟店

(3) VISA カードについては VISA インターナショナルサービスアソシエーションと、マスターカードについてはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドと提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店

#### 2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができ

ないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

### 3．郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、若しくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

### 4．オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

### 5．ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。但し、端末機の故障等の場合若しくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

### 6．継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は、会員番号・有効期限等が変更され若しくは使用者資格喪失等によりカードが利用できなくなったときには、その旨を加盟店に通知のうえ決済手段の変更を行うものとし、別途当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。但し、使用者が当社から複数枚のカードを貸与されているときにおいて、当社が必要または適当と認め使用者から異議の申出のない場合には、使用者は、当社が適当と認めたカードを引続き決済手段とすることを予め承諾するものとします。尚、この場合、当社は加盟店に対し当該カードの会員番号を通知することができるものとします。

7．カードの利用に際しては、原則として、当社の承認を必要とし、この場合、使用者は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジット会社、国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

## 第26条（債権譲渡の承諾等）

1．会員および使用者は、カード利用による取引の結果生じた加盟店の使用者に対する債権について、以下の各号に予め異議なく承諾するものとします。

(1)当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡すること、または、当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があります。

(2)提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカ

ード会社に債権譲渡または提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること

(3)海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡または海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること

2.カードの利用による取引上の紛議は会員および使用者と加盟店とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

3.会員および使用者は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。但し、通話明細情報については、使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

4.会員および使用者は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

### **第27条（カードショッピング代金のお支払い）**

1.使用者は、カードショッピング代金の支払区分について、1回払いのみを指定することができます。

2.会員のカードショッピング代金は、第8条の定めにより毎月の締切日までのカードショッピング代金を翌月の支払期日にお支払いいただきます。

3.前項のお支払いは、事務上の都合により、翌々月以降の支払期日からお支払いいただくことがあります。

### **第28条（見本・カタログ等と現物の相違）**

会員および使用者が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合、会員および使用者は、加盟店に商品の交換を申し出るかまたは当該売買契約の解除をすることができます。

## **キャッシュサービス条項**

### **第29条（キャッシュサービス）**

1.会員は、次の(1)、(2)に定める方法を使用者に行わせることにより、当社から現金を借り受けることができます。

(1)当社の指定する日本国外の現金自動支払機に暗証番号を入力して所定の操作をする方法

(2)国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名する方法

2.キャッシュサービスの利用可能な金融機関の範囲および手続きの種類については、当社が別途指定するものとします。

### **第30条（キャッシュサービスの借入金のお支払い）**

1.キャッシュサービスの返済方法は元利一括返済、返済回数は1回とし、第8条の定めにより毎月の締切日までのご利用分と次項の利息とを合計し、翌月の支払期日にお支払いいただき

ます。

2. 借入金（付利単位100円）に対して、年15.0%の割合の利率により年365日（閏年は366日）で日割計算した利息をお支払いいただきます。

3. 当社が別途指定するカードの会員は、当社が適当と認めた場合には、下記の方法により、キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。

(1)当社が別途定める期間において、使用者が当社の提携金融機関の現金自動支払機から借入金の全額（日割計算にて返済日までの利息を併せて支払う）を入金して返済する方法

(2)当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、当社指定口座への振込（振込手数料は会員または使用者負担）により返済する方法

(3)当社の支店・サービスセンターへ使用者が現金を持参して返済する方法

### **第31条（キャッシュサービス利用時及びお支払い時の書面の交付）**

会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、及び貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

貸金業法施行日以前に入会した会員は、当社から上記第31条に関する通知もしくは上記第31条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

#### **< キャッシュサービスご利用に関する補足事項 >**

担保・保証人... 不要

元本・利息以外の金銭の支払い・・・ 不要

会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後の行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

#### **< ご相談窓口 >**

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。

2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。

#### **< カード会員係 >**

〒651-0170 神戸市中央区伊藤町107番地の1 電話番号078-322-2222

カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。

#### **< お客様相談室 >**

〒651-0170 神戸市中央区伊藤町 107 番地の 1 電話番号 0 7 8 - 3 2 2 - 2 2 2 2

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記の V J 紛失盗難デスクまでお願いします。

< V J 紛失盗難デスク >

フリーダイヤル 0 1 2 0 - 9 1 9 4 5 6

上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京 0 3 - 5 3 9 2 - 7 3 0 3 大阪 0 6 - 6 2 2 8 - 1 2 1 0

( 2 0 0 7 年 1 2 月 改 定 )

## 個人情報 の 取 扱 い に 関 す る 同 意 条 項

< 本同意条項はみなとカード法人会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します >

### 第 1 条（個人情報 の 収 集 ・ 保 有 ・ 利 用 等 ）

1 . 使用者またはその予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記 から の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。

申込みまたは届出時に会員または使用者等が申込書に記入し若しくは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、資産、負債等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）

使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報

お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報

当社または決済口座のある金融機関等での本人確認状況

当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項

官報や電話帳等の公開情報

2 . 使用者は、当社が下記の目的のために前項の 個人情報の利用することを同意します。

当社のクレジットカード関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発

当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

当社のクレジットカード加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付

なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

3. 使用者は、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）において、当社が第1項の から の個人情報を会員に提供することに同意します。

#### 第2条（個人情報の預託）

使用者等は、当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

#### 第3条（利用の中止の申出）

使用者は、第1条2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申出することができます。お申出は、第7条1項記載の窓口にご連絡下さい。

#### 第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 使用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

当社に開示を求める場合には、第7条2項記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、使用者等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

#### 第5条（退会後または会員資格・使用者資格取消後の場合）

本規約第11条に定める退会の申し出または本規約第12条に定める会員資格・使用者資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

#### 第6条（規約等に不同意の場合）

当社は、使用者等が入会申込み若しくは使用者届出に必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約若しくは本同意条項の内容の全部若しくは一部を承認できないことや退会の手続きをとること、入会若しくは使用者となることをお断りする場合があります。但し、第1条2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が使用者となることをお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

#### 第7条（個人情報に関するお問い合わせ）

1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当社までお願いします。

2. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

<カード会員係> <お客様相談室>

〒651-0170 神戸市中央区伊藤町 107 番地の 1 電話番号 0 7 8 - 3 2 2 - 2 2 2 2

第 8 条（同意条項の位置付け及び変更）

1. 本同意条項はみなとカード法人会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

（ 2 0 0 6 年 6 月 改 定 ）

## 個人事業主特約

会員が個人事業主の場合、みなとカード法人会員規約（以下「本規約」という）および個人情報の取扱いに関する同意条項（以下「同意条項」という）に加えて、本特約が適用されるものとします。

第 1 条（読み替え）

同意条項において「会員の代表者または入会申込者の代表者」とあるものは「会員または入会申込中の個人事業主」と読み替えるものとします。会員または入会申込中の個人事業主を「個人事業主等」といいます。

第 2 条（個人信用情報機関への登録・利用等）

同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。

1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む）が登録されている場合には、割賦販売法第 39 条等により、個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
2. 個人事業主等は、加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。但し、提携信用情報機関の加盟会員により利用される情報は下表の「債務の支払いを延滞した事実」に限られます。
3. 個人事業主等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

< 加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号 >

名 称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

名称：株式会社シー・アイ・シー

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810414

ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp>

株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

名称：株式会社シーシービー

所在地：〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

電話番号：0120-440029

ホームページアドレス：<http://www.ccbinc.co.jp>

株式会社シーシービーは、主に信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社を加盟会員とする個人信用情報機関です。

契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

#### < 提携信用情報機関の名称・電話番号 >

名称：全国信用情報センター連合会（全情連）加盟の個人信用情報センター

電話番号：0120-441481（最寄りの全情連加盟の個人信用情報センターにつながります）

ホームページアドレス：<http://www.fcbj.jp>

全国信用情報センター連合会加盟の個人信用情報センターは、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。

全国銀行個人信用情報センター及び株式会社シー・アイ・シー並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

4．当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

5．個人信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。

6．個人事業主等が本特約の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。

#### < 登録される情報とその期間 >

登録情報	登録の期間
------	-------

氏名、生年月日、性別、住所 <sup>1</sup> 、電話番号、勤務先等の本人情報	左欄 以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
本規約に関する 申込みをした事実	全国銀行個人信用情報センターへの登録：当社が利用した日より1年を超えない期間（ただし、他社が当該情報を利用するのは3ヶ月を超えない期間）
	株式会社シー・アイ・シーおよび株式会社シーシービーへの登録：当社が利用した日より6ヶ月を超えない期間
本規約に関する客観的な取引事実 <sup>2</sup>	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
不渡情報	全国銀行個人信用情報センターの登録：第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
苦情調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

- 1 全国銀行個人信用情報センターの登録情報は、 の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。
- 2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月、月々の支払い状況（解約、完済等の事実を含む）となります。

( 2 0 0 5 年 4 月 改 定 )